

愛知県の福祉医療制度の有料化・所得制限導入に反対する意見書

愛知県は、145万人の県民が対象になっている福祉医療制度について、10年から20年後の財政負担増の推計を理由に、低所得者(市町村民税非課税世帯)28万人(19%)の無料は継続するものの、それ以外の117万人(81%)の世帯に一部負担と所得制限を行う見直し素案を公表しました。

この制度は、これまで国が医療制度を見直ししてきたのに対し、社会的に特に支援が必要な階層や分野の県民が安心して必要な医療が受けられるよう、住民の要望を反映して市町村と共に築き上げてきました。県は市町村単独では財政的に困難なことから、市町村が支出する費用の2分の1を補助しています。

また、実施主体である市町村では、子ども医療費助成の対象年齢の拡大、精神障害者医療費助成の対象疾病の拡大など、市町村単独で制度の拡大を図っており、特に子ども医療費助成制度は入院・通院とも中学校卒業まで対象にしている自治体は49団体(91%)にまで拡がり、子育ての大きな応援になっています。

本町においても、愛知県の福祉医療制度の歩調に合わせ、制度の充実を図ってきておりますが、平成23年度実績で約33%が県費で賄われ、この制度を維持する上で重要な財源となっており、愛知県の福祉医療制度の見直しの影響が危惧されます。

いま、県民所得の減少や格差の拡大など生活の悪化が顕著となっていることから、住民の健康を保持するための医療費助成の取り組みは、各種の福祉医療施策の充実とともにますます重要となっています。よって、愛知県は福祉医療制度に有料化や所得制限を導入することなく、一層の充実を図られることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月21日

愛知県丹羽郡大口町議会

愛知県知事 大村 秀章